

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税: 義)(地方税 14)
		② 上記以外の税目	個人事業税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。</p> <p>《要望の内容》 適用期限を 1 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>《関係条項》 地方税法第 72 条の 23 地方税法第 72 条の 49 の 12</p>
5	担当部局		厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 平成 26 ~ 令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p>
			<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>

		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる5年度時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	①	適用数	令和元年度 134,275 件／年※ 平成 30 年度 135,719 件／年 平成 29 年度 135,642 件／年 平成 28 年度 136,371 件／年 平成 27 年度 136,482 件／年 平成 26 年度 136,429 件／年  ※令和元年 11 月実施第 22 回医療経済実態調査及び令和元年医療施設調査より推計 ※両調査のデータが揃うのが毎年 11 月の為、今回は令和元年度が最新データ
		②	適用額	令和元年度 課税標準額 1,740,032 百万円(※) (個人事業税 1,196,415 百万円) (法人事業税 543,617 百万円) 平成 30 年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円) 平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円) 平成 28 年度 課税標準額 1,824,735 百万円 (個人事業税 1,273,354 百万円) (法人事業税 551,381 百万円) 平成 27 年度 課税標準額 1,849,971 百万円 (個人事業税 1,272,901 百万円) (法人事業税 577,070 百万円) 平成 26 年度 課税標準額 1,893,022 百万円 (個人事業税 1,299,395 百万円) (法人事業税 593,627 百万円)  ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (令和元年～平成 29 年：第 204 回国会提出、平成 28 年～26 年：第 196 回国会提出) 参照
		③	減収額	(実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 令和元年度 1,740,032 百万 × 4.6% = 80,042 百万 (個人事業税 1,196,415 百万 × 4.6% = 55,035 百万) (法人事業税 543,617 百万 × 4.6% = 25,007 百万) 平成 30 年度 1,766,308 百万 × 4.6% = 81,250 百万 (個人事業税 1,227,843 百万 × 4.6% = 56,480 百万) (法人事業税 538,465 百万 × 4.6% = 24,770 百万) 平成 29 年度 1,732,211 百万 × 4.6% = 79,682 百万 (個人事業税 1,265,431 百万 × 4.6% = 58,210 百万) (法人事業税 466,780 百万 × 4.6% = 21,472 百万)

		<p>平成 28 年度 1,824,735 百万 × 4.6% = 83,938 百万      (個人事業税 1,273,354 百万 × 4.6% = 58,574 百万)      (法人事業税 551,381 百万 × 4.6% = 25,364 百万)</p> <p>平成 27 年度 1,849,971 百万 × 4.6% = 85,099 百万      (個人事業税 1,272,901 百万 × 4.6% = 58,554 百万)      (法人事業税 577,070 百万 × 4.6% = 26,545 百万)</p> <p>平成 26 年度 1,893,022 百万 × 4.6% = 87,079 百万      (個人事業税 1,299,395 百万 × 4.6% = 59,772 百万)      (法人事業税 593,627 百万 × 4.6% = 27,307 百万)</p>																								
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》      地域における医療提供体制が維持されている。      《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》      本措置の適用により、平成 26 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関数</td><td>177,546</td><td>178,212</td><td>178,911</td><td>178,492</td><td>179,090</td></tr> <tr> <td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>医療機関数</td><td>179,416</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在)</p>		26	27	28	29	30	医療機関数	177,546	178,212	178,911	178,492	179,090		1					医療機関数	179,416				
	26	27	28	29	30																					
医療機関数	177,546	178,212	178,911	178,492	179,090																					
	1																									
医療機関数	179,416																									
	⑤ 税収減を是認する理由等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成 26 年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における医療提供体制の維持に資するものとなっている。																								
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支えを行っている。</p> <p>なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>																								
12	有識者の見解	—																								
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 2 年 9 月(厚労 04)																								